緑川流域誘客及び周遊促進事業実施業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

緑川流域広域連携事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)では、御船町、甲佐町、山都町及び美里町(以下「4町」という。)において、令和元年度から令和5年度まで4町共通のコンテンツである「アウトドア施設」をフックとした、交流人口拡大の取り組みを行ってきた。

また、令和6年度は、前年度に作成したパンフレットの英語版、繁体字版を作成し、インバウンドの対策やデジタルサイクリングマップの作成など、新たな観光の目玉、交流人口拡大の取り組みを行った。

それらを活用しながら、緑川流域の魅力「豊かな自然」や都市部からの交通 アクセスの良さを広く認知されることを目指し、緑川流域の誘客及び周遊促進 を目的として、次の取組みを実施する。

2 業務の概要

- (1)業務名 緑川流域誘客及び周遊促進事業実施業務
- (2)業務内容 「緑川流域誘客及び周遊促進事業実施業務委託仕様書」のとおり (以下、「仕様書」という。)
- (3) 委託期間 契約締結日から令和8年6月30日まで
- (4) 発注者 緑川流域広域連携事業実行委員会
- (5) 支払条件 前払いなし
- (6) 提案価格の上限 本業務の提案価格の上限は、2,000 千円(税込)とする。

3 参加資格

参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。
- (3) 国、地方公共団体又は4町から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税、地方税等を滞納していないこと。
- (5) 暴力団等について次に該当しないこと。
 - ・熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)第2条第2項に規定する暴力団員又は同項第4号に規定する暴力団密接関係者。
- (6) 熊本県内に本店又は支店(営業所)等を有すること。

4 参加申し込み

参加を希望する者は、参加申込書(様式第1号)等を提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書(様式第1号)
- ② 誓約書(様式第2号)
- ③ 会社概要等 (様式第 3-1 号)
- ④ 登記簿謄本の写し(3ヶ月以内に発行されたもの)
- ⑤ 登記簿謄本に掲載されている役員名簿一覧(様式3-2号)
- ⑥ 国税、地方税(県税・市町村税)に未納がないことを証明する書類(3 ヶ月以内に発行されたもの)
- ・①~⑥まで、それぞれ1部ずつ提出すること。
- (2) 提出期限

令和7年12月12日(金) 午後5時

(3) 提出先

〒861-3296 熊本県上益城郡御船町御船 995-1 御船町役場 商工観光課 商工観光係 電話 096-282-1226(直通) FAX 096-282-2803

(4) 提出方法

持参又は郵送(提出期限必着)

(5) 辞退の場合

プロポーザル参加申込書(様式第1号)を提出後、参加を辞退する場合は、 速やかに参加辞退届(様式第9号)を提出すること。

5 企画提案

参加申込書を提出した者は、次により企画提案書(様式第4号)等を提出しなければならない。

- (1)提出書類
 - ① 企画提案書(様式第4号)
 - ② 本業務の実施体制 (様式第5号)
 - ③ 業務に関する実績(様式第6号)
 - ④ 提案価格(様式第7号)
 - ⑤ プロポーザル説明資料(任意様式) 資料は必要最小限とし、過大なものとならないように留意すること。
 - ・①~⑤まで、それぞれ1部ずつ提出すること。
- (2) 提出期限

令和7年12月19日(金) 午後5時

(3) 提出先

〒861-3296 熊本県上益城郡御船町御船 995-1 御船町役場 商工観光課 商工観光係 電話 096-282-1226 (直通) FAX 096-282-2803

(4) 提出方法

持参又は郵送(提出期限必着)

6 質問及び回答

本実施要領及び仕様書に関して不明な点がある場合には、質問用紙(様式第8号)に記載し、電子メールで提出すること。また、提出時には、別途、電話により提出先へ電子メールの受信確認を行うこと。

(1) 提出先

御船町役場 商工観光課 商工観光係 (shokokanko@town.mifune.lg.jp)

(2) メールタイトル

緑川流域誘客及び周遊促進事業委託に関する質問

(3) 質問提出期限

令和7年12月10日(水) 午後5時

(4) 回答方法

回答は参加申込者に電子メールで回答する。ただし、質問内容が質問者固有の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合がある。

(5)回答期間

令和7年11月28日(金) ~ 令和7年12月12日(金) ※全ての回答が整い次第、速やかに回答する。

7 プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションについては、次のとおり行うこととする。

(1) 開催日時

令和7年1月上旬(予定)

※参加者数等により変更する場合があるため、日時及び場所等の詳細は別途 連絡する。

(2) 発表時間

1 事業者あたり 30 分以内 (プレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分)

(3) 審査会場への入場者

1事業者あたり3名以内

(4) その他

- ・追加資料の配布は禁止するが、企画提案書と共に提出したプロポーザル説明 資料と同一の資料を用いたプロジェクター投影による説明は可能とする。
- ・プロジェクターの使用を希望する場合は、事前に御船町商工観光課商工観光 係担当者と協議すること。

8 選定について

- (1) 第1次審査(書類審査)
 - ・提出書類による書類審査を実施する。
 - ・審査結果については、令和7年12月24日(水)を目途に、参加申込者に対 し通知する。
- (2) 第2次審査 (プレゼンテーション)

令和8年1月上旬(予定)

審査は、提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づき、選定委員会において、審査項目ごとに審査を行うものとする。

(3)審査項目と配点

審査項目及び各項目の配点(合計100点)は下表のとおりとする。

NI	審査項目		-T/T 0 14 L	配点 (点)	
No.			評価の視点	中項目	大項目
1	基本的事項	会社概要	・会社の健全性等	5	
		業務実績	・過去の実績、作成したものが魅力的であ るか	5	
		スケジュール・確実に期間内に履行できるスケジュ・ルとなっているか		5	20
		スケジュール 及び実施体制	・確実に履行できるスケジュールとなっているか。・確実に履行できる実施体制となっているか。	5	
2	内容評価	事業計画	・4町のスポット情報が十分かつ魅力的に 紹介され、回遊性の促進と地域経済の活 性化に繋がるようになっているか		70
		独自提案	・仕様書の内容を上回る独創的な工夫や活 用可能な提案はあるか	20	

		ヒアリング	・提案が丁寧で信頼を感じ、説明が分かりやすかったか。	10	
3	提案価格	導入価格	・費用積算根拠が示され、提案価格が内容 に見合ったものであるか		10

(4) 得点化の方法

各審査項目の評価は、次のとおり5段階で評価し、得点化する。

評価基準	評価記号	得点化の方法	備考
特に優れている	A	当該項目の配点×100%	各選定委員の採点数の合 計の平均において 60 点
優れている	В	当該項目の配点×80%	(満点の6割)に満たない場合は、契約予定者か
標準	С	当該項目の配点×60%	ら除外する。
やや劣る	D	当該項目の配点×40%	
劣る	Е	当該項目の配点×20%	

(5)総得点が同点の場合の措置

選定委員会による評価の結果、総得点の同点が2者以上あるときは、最高点数が一番多い事業者に決定する。

(6) 選定について

- ・審査の結果は、選定委員会終了後、各提案者に対して文書にて通知する、なお、審査は厳正に行うことから、審査結果についての異議の申し立ては一切受け付けない。
- ・審査の結果、総得点が最高得点の者を契約予定者として決定し、実行委員会 との協議により契約を締結するが、本プロポーザルでの内容や提案価格等が 最終決定ではないため、契約締結前の協議において両者が合意に至らなかっ た場合には、次点者と協議の上、契約を締結する。
- ・契約予定者は、契約締結前の協議において、改めて見積書を提出するものとする。この場合、見積額は原則として提案書の提案価格(様式第7号)の範囲内とする。
- ・参加者が1事業者であった場合でも、本業務における事業者選定は有効とする。※ただし、6割に満たない場合は、契約予定者から除外する。

9 失格事項

参加者及び契約予定者と決定した事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、プロポーザルの参加資格又は契約予定者の決定を取り消すものとする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出されたとき。
- (2) 提案書作成に係る不正行為が認められたとき。
- (3) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさなくなったとき。
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があったとき。

10 スケジュール

実施内容	日 時
公募開始	令和7年11月28日(金)
参加申込書提出期限	令和7年12月12日(金) 午後5時
質問受付期限	令和7年12月10日(水) 午後5時
質問回答期間	令和7年11月28日(金)~ 令和7年12月12日(金)
企画提案書提出期限	令和7年12月19日(金) 午後5時
第一次審査結果通知	令和7年12月24日(水)(予定)
第二次審査(プレゼンテーション)	令和8年1月上旬(予定)
審査結果通知	令和8年1月中旬(予定)
契約締結・受託業務開始	令和8年1月下旬(予定)

11 その他留意事項

- (1)提出書類の作成、提出に係る費用及びプレゼンテーションに要する費用は、 提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3)提出された書類は提案内容の審査及び契約予定者の特定以外の目的には使用しない。
- (4)提出された企画提案書等を実行委員会の了解なく公表、使用してはならない。
- (5) 受託者は、本事業の実施に関する書類や会計帳簿等の整備に努め、事業完了

後においても5年間保存するものとする。

- (6) 本実施要領に定めのない事項、あるいは疑義が生じた事項については、実行 委員会と受託者の協議によりこれを解決するものとする。
- (7) 受託者は、本事業を一括して再委託することはできないものとする。ただ し、書面により実行委員会の承諾を得たときはこの限りでない。

12 問い合わせ先

〒861-3296 熊本県上益城郡御船町御船 995-1

御船町役場 商工観光課 商工観光係

電話: 096-282-1226 FAX: 096-282-2803

E-mail: shokoukanko@town.mifune.lg.jp